

# 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言



◆当団体は、感染防止対策として、次の取組を推進します。

## 1 社会的距離の確保

- 社会的距離を確保した客席の配置
- 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- 対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限(整理券配布等)

## 2 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員のマスク着用及び手洗い(手指消毒)
- 来客等に対し、マスク着用及び手洗い(手指消毒)を呼びかけ
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、従業員のユニフォーム等のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理、風邪症状がある方への入店自粛の呼びかけ

## 3 施設の衛生管理・換気の徹底

- 利用設備・機材等の消毒
- 換気設備による換気、又はドアや窓の開閉による換気
- 手洗い場(トイレ)におけるハンドドライヤーや共通のタオルは使用しない

## 4 その他業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施

### その他独自の取組

- 窓口対応時、従業員にはマスクに加えフェイスシールド及び手袋の着用を奨励
- 来客等に対し、マスク着用及び手指消毒に加え体温計(常備)による体温測定を呼びかけ
- 手洗い場(トイレ)には、使い捨てのペーパータオルを常備
- 当面の間、郵送による申請の受付等にも対応(一部を除く)

上記の内容を当団体会員等へ普及し、取り組みを支援します。

令和2年6月25日 団体名 (一社)栃木県建築士事務所協会